

## 平成 23 年度盛岡市除排雪計画について

今年度の「盛岡市除排雪計画書」は、昨年度の大雪を教訓として、従来の計画書を抜本的に見直しております。重点事項として「排雪体制の強化」、「市民協働の充実」及び「豪雪対策の強化」を掲げ、学校周辺等重点排雪箇所の設定、豪雪時における排雪用積込み機械の貸与及び倒木等による電線切断時の電気通信事業者との連携などを新たに行います。

また、市民対応専門窓口の設置など除排雪対策組織の強化も図り、除雪モニター制度の創設と併せて市民ニーズの更なる把握に努めるとともに、車道除雪率 100%の達成に向け、除排雪路線の拡充や委託業者の担当路線の見直しも行いながら効率的な除排雪の実施に努めてまいります。

### 【概要】(ゴシック体は新規事項)

#### 第 1 章 (計画書 1 ページ～3 ページ)

盛岡市除排雪基本方針 (平成 16 年 10 月市長決裁, 平成 23 年 11 月 1 日改正)

(計画書 1 ページ)

「安全で快適な交通ネットワークの確保」、「連携と市民協働による除排雪体制の構築」、「安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進」の 3 つの基本方針に「豪雪時における安全な市民生活の確保」を新たに追加した。

#### 第 2 章

盛岡市道除排雪計画 (計画書 4 ページ～11 ページ)

1. 目的 (計画書 4 ページ)

2. 除排雪対策の組織 (計画書 4 ページ)

##### (1) 市民対応専門窓口の設置

- ・ 電話での市民要望等を受け付ける。
- ・ 場所：本庁舎 本館 6 階
- ・ 当番専任職員を配置  
(道路管理課 5 名, 建設部 3 名, 他部 3 名【最大 11 名】)
- ・ 期間：12 月 1 日～3 月 31 日
- ・ 受付時間：午前 8:30～午後 5:30
- ・ 電話：ダイヤルイン 603-8004

##### (2) 豪雪対策本部の設置 (設置基準の明確化)

### (3) 盛岡市職員除雪隊の設置

- ・福祉除雪及び除雪機械では作業困難な公共性の高い箇所について、人力除雪を実施。
- ・市民対応専門窓口で受け付ける。
- ・期間：12月1日～3月31日
- ・出勤時間：原則平日の午前中（9:00～12:00）

### 3. 除排雪路線の指定（計画書 4ページ）

市道除雪率の目標

区分	平成22年度の実績	平成26年度の目標
車道	92.5%	100%
歩道	77.6%	90%

### 4. 除排雪指定路線以外の除排雪（計画書 5ページ）

### 5. 除雪実施基準（計画書 5ページ）

除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき。または、降雪量が5cmを超え、さらに降雪が予想される時。
- (2) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- (3) わだち等路面状況が悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

### 6. 排雪実施基準（計画書 5ページ）

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき及び大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第2種指定路線においては、車両（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。
- (3) 第3種指定路線においては、車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。
- (4) 片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。
- (5) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。
- (8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- (9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。

### 7. 凍結防止剤の散布（計画書 5ページ）

8. 消融雪施設の維持管理（計画書 5ページ）

9. 雪置き場の設置（計画書 6ページ）

(1) 指定雪置き場

指定雪置き場は次の 11 箇所とし、委託及び直営により維持管理を行う。

場 所	使 用 区 分
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社
中津川下ノ橋下流右岸	市民
<b>北上川南大橋下流右岸</b>	<b>市民、委託会社</b>
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社
湯沢団地	市民、委託会社
御所湖下流右岸	市民、委託会社
盛岡南公園	市民、委託会社
北上川鶴飼橋上流右岸	市民

(2) 身近な雪置き場

町内会等が利用可能な公園及び市有地を雪置き場として使用。

151 箇所の公園を使用する。（平成 23 年 11 月 10 日現在）

(3) より身近な雪置き場

町内会等が民間土地所有者から提供された土地を雪置き場として使用。

(4) 雪堆積場

市が実施する排雪作業でのみ使用。

10. 除排雪水準の向上（計画書 6ページ）

(1) 除排雪業者の技術及び意識向上のため講習会等を行う。

・ 11 月 9 日（キャラホール 大ホール）実施済。

(2) 除排雪業者の相互応援体制の確立を図る。

11. 情報収集及び管理（計画書 7ページ）

12. 情報発信（計画書 7ページ）

13. 市民協働による除排雪（計画書 7ページ）

(1) 小型除雪機貸出制度の拡充

(2) 除雪モニターを設け、除雪期間終了後に業者、市と意見交換を行う。

・ 除排雪事業の向上のため市民より意見や感想を求め除排雪計画の見直しに必要な改善点を把握する。

・ 定員：30 地域のコミュニティ地区各 1 名

- ・協力依頼期間：12月1日～6月30日
- ・事前に所定の記入用紙を送付し、除排雪期間終了後に除雪状況についての感想等を記入し提出。

(3) 町内会長等に市が委託した除排雪業者名を公開し、相互の情報交換を図る。

14. 国、県及び隣接市町村との調整（計画書 7ページ）

除排雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除排雪連絡会議を設置する。

15. 豪雪対策（計画書 7ページ～8ページ）

(1) 市民協働の排雪支援強化

地域住民、町内会、自治会及び事業所等に道路の排雪を実施するための排雪用ダンプトラック等を貸与する場合、必要に応じて積込み用機械の貸与も行うものとする。

(2) 関係機関との連携強化

警察及び電気・通信事業者との連携を強化し、倒木や電線切断等による通行障害の解消を図る。

### 第3章

盛岡市道除雪計画実施要領（計画書 12ページ～15ページ）

1. 除排雪対策本部の設置について（計画書 12ページ）

2. 除排雪路線計画について（計画書 12ページ）

(1) 旧盛岡市

- ①第1種指定路線 午前6時完了を目標に実施
- ②第2種指定路線 午前7時完了を目標に実施
- ③第3種指定路線 第1種・第2種完了後速やかに実施
- ④歩道指定路線 午前7時完了を目標に実施

(2) 玉山区

区内を13地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

(3) 車道除雪延長

道路改良及び街路事業等で竣工した路線、土地区画整理事業で竣工した路線、要望路線の見直しを行い、新たに車道で約25kmの路線を除雪路線として指定した。

単位：km

	平成23年度	対前年比較
車道除雪延長	1,418.3	+25.0

(4) 歩道除雪延長

道路改良及び街路事業等で竣工した路線，土地区画整理事業で竣工した路線，要望路線等の見直しを行い，新たに歩道で約3kmの路線を除雪路線として指定した。

単位：km

	平成 23 年度	対前年比較
歩道除雪延長	310.7	+2.8

### 3. 除排雪実施方法等について（計画書 13 ページ～15 ページ）

#### (1) 除排雪実施方法

旧盛岡市は全て委託により実施する。玉山区は13地区のブロック割とし，5地区を直営，8地区を委託により実施する。

#### (2) 除排雪要領

- ①新雪除雪（車道除雪）                      ②吹溜りの処理（車道除雪）
- ③路面整正除雪（車道除雪）              ④拡幅除雪（車道除雪）
- ⑤歩道除雪                                      ⑥排雪（運搬除雪）

### 4. 凍結防止剤の散布要領（計画書 15 ページ）

#### 【市民等の協力による散布依頼箇所数】

	平成 23 年度	対前年比較
ドラム缶等設置箇所	103 箇所	+10 箇所
町内会等散布依頼先	619 箇所	+79 箇所

### 5. 水切り（計画書 15 ページ）

交差点や路側等において，特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障をきたす場合，上下水道局下水道施設管理課の協力を得て水切りを行う。

## 第4章

### 盛岡市農道除雪計画（計画書 16 ページ～18 ページ）

#### 【除雪計画概要】

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
農 道	路 線 数	9 路線	8 路線	-1 路線
	路線延長	10,177 m	8,560 m	-1,617 m
業務委託業者		7 業者	6 業者	-1 業者

（延長の減は道路所管換えによる）

## 第5章

盛岡市林道除雪計画（計画書 19 ページ～22 ページ）

### 【除雪計画概要】

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
林 道	路 線 数	2 2 路線	2 2 路線	± 0 路線
	路 線 延 長	4 9, 7 7 4 m	4 9, 7 7 4 m	± 0 m
業 務 委 託 業 者		1 0 業 者	1 0 業 者	± 0 業 者

（路線延長及び委託業者数等変更なし）

## 第6章

資料（計画書 23 ページ～29 ページ）

### (1) 使用機械一覧表（計画書 23 ページ）

市道除排雪業務に使用する除雪機械等は，盛岡市所有車輛 171 台（H22 比較，7 台増），委託車両 738 台（見込み：H22 比較 58 台増）とする。

### (2) 関係機関一覧表（計画書 24 ページ）

### (3) 除排雪業務委託業者一覧表（計画書 25 ページ～29 ページ）

除排雪業務は全面委託（玉山区を除く）により行い，151 者（H22 当初契約比較 17 者増 ※ 前年度と比較して7者が廃業等の理由により減となり，24 者が新規増となった。）と契約を行い業務にあたる。

# 盛岡市除排雪計画書

平成23年度

盛 岡 市

# 目 次

## 第1章 盛岡市除排雪基本方針

第1	目的	1
第2	基本方針	1
第3	施策の推進	2
第4	体系図	3

## 第2章 盛岡市道除排雪計画

1	目的	4
2	除排雪対策の組織	4
3	除排雪路線の指定	4
4	除排雪指定路線以外の除排雪	5
5	除雪実施基準	5
6	排雪実施基準	5
7	凍結防止剤の散布	5
8	消融雪施設の維持管理	5
9	雪置き場の設置	6
10	除排雪水準の向上	6
11	情報収集及び管理	7
12	情報発信	7
13	市民協働による除排雪	7



14	国、県及び隣接市町村との調整	7
15	豪雪対策	7
	除排雪対策本部組織体制	9
	市民対応専門窓口組織体制	10
	豪雪対策本部組織体制	11

### 第3章 平成23年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

1	除排雪対策本部の設置について	12
2	除雪路線計画について	12
3	除排雪実施方法等について	13
4	凍結防止剤の散布要領	15
5	水切り	15

### 第4章 盛岡市農道除雪計画

1	目的	16
2	指定路線の除雪	16
3	除雪の期間	16
4	除雪出動基準	16
5	除雪の組織体制	16
6	情報収集	17
7	パトロールの実施	17
8	排雪路線について	17

9 凍結防止剤の散布について	17
----------------	----

#### 平成 23 年度 農道除雪計画概要

1 除雪計画延長	18
2 業務委託業者	18
3 農道除雪路線	18
4 農道除雪業務委託業者一覧	18

#### 第 5 章 盛岡市林道除雪計画

1 目的	19
2 指定路線の除雪	19
3 除雪の期間	19
4 除雪出動基準	19
5 除雪の組織体制	19
6 情報収集	20
7 パトロールの実施	20
8 排雪路線について	20
9 凍結防止剤の散布について	20

#### 平成 23 年度 林道除雪計画概要

1 除雪計画延長	21
2 業務委託業者	21
3 林道除雪路線	21

4 林道除雪業務委託業者一覧 . . . . . 22

第6章 資料

1 使用機械一覧表 . . . . . 23

2 関係機関一覧表 . . . . . 24

3 平成 23 年度除排雪業務委託業者一覧表 . . . . . 25

除排雪計画図 . . . . . 別 添

# 第1章

## 盛岡市除排雪基本方針

# 盛岡市除排雪基本方針

平成16年10月 市長決裁  
改正 平成23年11月1日

## 第1 目的

この基本方針は、冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう総合的な除排雪対策について方向性を定めるものである。

## 第2 基本方針

### 1 安全で快適な交通ネットワークの確保

特に寒冷である盛岡特有の気象条件下で、市内各地域の特性に適応した除排雪作業及び凍結防止剤散布作業を、効果的かつ円滑に実施するよう努める。

車道部においては、市民の広範な交流を支え、救急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、幹線道路の除排雪作業等に努める。また、除排雪指定されていない市道においても、安全で快適な交通ネットワークの確保のため、状況に応じた除排雪作業等を進める。

歩道部においては、市民が多く集まる中心市街地や通学路を重点的に、安全で快適な歩道空間の確保が図られるよう、除排雪作業に努める。

### 2 連携と市民協働による除排雪体制の構築

市域内における除排雪作業については、国、県及び隣接市町村との連携により、効果的で迅速な除排雪に努める。

また、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体と、情報を共有しながら、それぞれの役割を分担し、市民と行政との協働による除排雪体制の推進に努める。

### 3 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

少子・高齢化が進む中、自力での除排雪作業が困難な世帯について、除排雪作業を支援できるよう、行政や各町内会及びボランティア団体の組織づくりとその育成支援に努める。

自然環境に対しても、除排雪車両の作業経路を効率的にすることにより、排気ガスの抑制に努める。また、凍結防止剤の散布方法を工夫するなど、環境面に配慮した冬期対策に努める。

### 4 豪雪時における安全な市民生活の確保

豪雪時においても市民生活への影響を抑え安全が確保されるよう、国、県、隣接市町村及び関係機関との連携により、効果的で迅速な除排雪作業を進める。

### 第3 施策の推進

#### 1 安全で快適な交通ネットワークの確保

##### (1) 情報収集

気象、路面状況及び市民要望等の情報収集に努め、除排雪作業、凍結防止剤散布及び施設整備等必要な施策を迅速かつ適正に進める。

##### (2) 除排雪作業

ア 車道については、冬期間通行に供しないあぜ道や幅員が狭いため除雪困難な道路を除き、市民生活への影響及び作業効率を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め、以下の優先順位により除雪を進める。

(ア) バス運行路線等の主要幹線市道。

(イ) 主要幹線市道及び国県道を連絡する地区幹線的路線。

(ウ) 生活に密着した生活道路。

イ 歩道については、通行量が多く幅員の広い歩道を除雪の対象とし、歩行者通行量や周辺状況等を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め除雪をする。

ウ あらかじめ定めた路線においては、除雪に伴い道路脇に堆積した雪（以下、「堆雪」という。）により通行が困難である場合は、排雪を実施する。

エ あらかじめ定められていない路線においては、積雪により通行が困難である場合は、除排雪を実施する。

オ 効率的な排雪作業ができるよう雪置き場の確保を進める。

カ 除排雪作業の実施状況を検証し、作業水準の向上を図る。

##### (3) 凍結防止剤散布

ア 凍結防止剤を、主要交差点や急坂部の危険箇所に効果的に散布し、通行の安全が確保されるよう進める。

イ 町内会や事業所等に凍結防止剤の散布を依頼する。

ウ 必要な急坂部には凍結防止剤入りドラム缶を設置し、上記と併せて、より効果的に路面凍結を防止する。

##### (4) 施設整備

ア 道路施設新設の際は、冬でも安心して通行が可能となるよう、気象条件を考慮した施設設計をするとともに、既存の施設については、改良を図るよう進める。

イ ロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進を図り、適正な保守に努める。

ウ 交差点や急坂部の凍結路面には、凍結を抑制する舗装工法等、積極的に取り入れるよう進める。

#### 2 連携と市民協働による除排雪体制の構築

(1) 国、県及び隣接市町村との連携により、除排雪作業効率の向上を図る。

(2) 行政と地域住民、町内会及びボランティア団体との間で役割を分担し、各地域の特性も配慮しながら、市民と行政との協働による除排雪体制を構築する。

(3) 地域のコミュニティー形成に寄与し、市民との連携が図られる施策を充実させるよう進める。

### 3 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

(1) 自力での除排雪作業が困難な世帯に対して、間口除雪等の作業支援を行うため、除排雪ボランティアの仕組みづくりを促すとともに、活動しやすい環境づくりとその支援について進める。

(2) 除排雪車輛の作業経路を効率化し、排気ガス排出量の抑制が図られるように努める。

(3) 凍結防止剤については、効果の持続時間が長い凍結防止剤を利用することで散布回数を減らす工夫をするなど、できる限り道路や構造物等へ影響を与えないよう、自然環境に配慮した材料の使用に努める。

### 4 豪雪時における安全な市民生活の確保

(1) 市民生活の安全確保に必要な対応が迅速に実施できるよう国、県及び隣接市町村に加え、電線管理者等の関係機関との連携を図る。

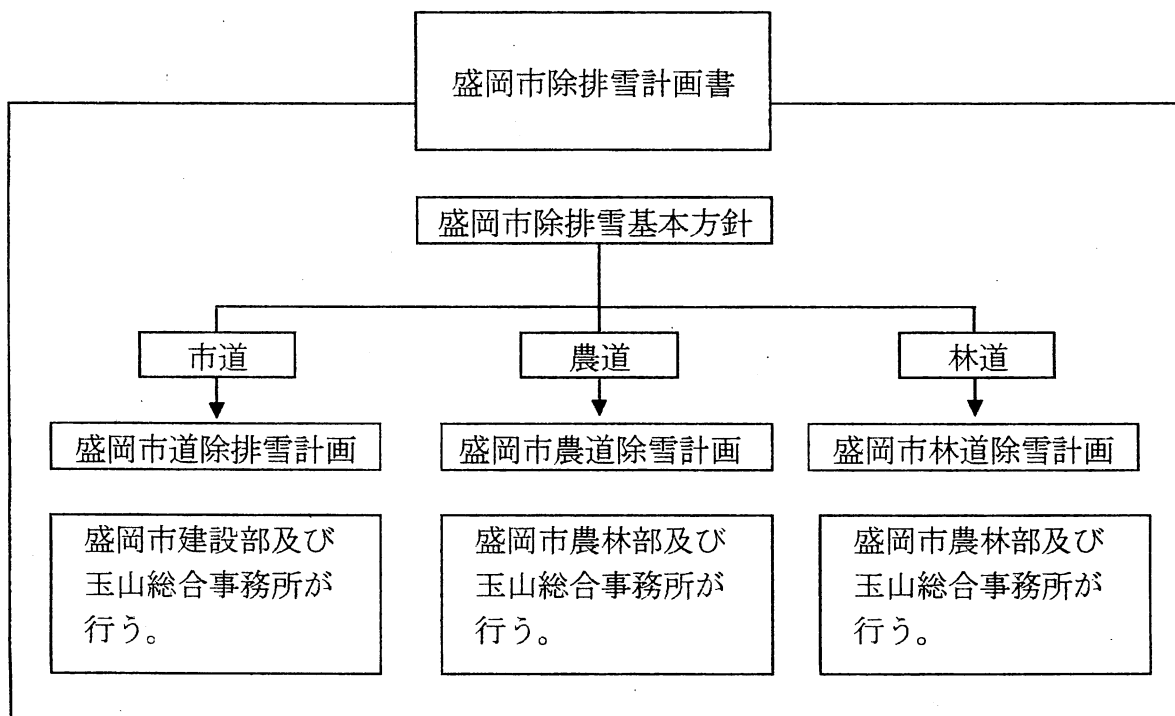
(2) 通行障害状況等市民生活の安全確保に関する最新情報の発信に努める。

(3) 自力での除排雪作業が困難な世帯、地域住民や町内会及びボランティア団体への支援体制を強化、拡大する。

(4) 通行障害による集落の孤立化等市民生活への影響が大きく、安全な市民生活の確保が困難となる恐れがある場合は、速やかに条例に定める災害対本部を設置する。

## 第4 体系図

盛岡市除排雪計画の対象とする道路、管轄区分及び対策区分は次のとおりとする。



## 第2章

# 盛岡市道除排雪計画



# 盛岡市道除排雪計画

## 1 目的

この計画は、盛岡市除排雪基本方針に基づき、当市における冬期間の道路交通を確保するため、除排雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

## 2 除排雪対策の組織

### (1) 除排雪対策本部の設置

除排雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除排雪対策本部を設置する。  
なお、除排雪対策本部の組織体制は、別図-1のとおりとする。

### (2) 市民対応専門窓口の設置

現地確認、業者対応を円滑に行うため、市民対応専門窓口を設置する。  
なお、市民対応専門窓口の体制は、別図-2のとおりとする。

### (3) 豪雪対策本部の設置

盛岡地方気象台における「盛岡」の積雪深が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

なお、豪雪対策本部の組織体制は、別図-3のとおりとする。

### (4) 盛岡市職員除雪隊の設置

自力での除雪困難な世帯及び除雪機械では困難な箇所の除雪を行うため、盛岡市職員除雪隊を設置する。

## 3 除排雪路線の指定

市が除排雪しようとする路線（以下、「除排雪指定路線」という。）のうち車道については、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連結する地区幹線的路線等の種別ごとに次の区分によりあらかじめ市が指定するものとする。

(1) 第1種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とする。

(2) 第2種指定路線：地区幹線的路線とする。

(3) 第3種指定路線：第1種指定路線及び第2種指定路線以外の道路とする。

歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路等歩行者通行量が多い路線についてあらかじめ市が指定するものとする。

### 市道除雪率の目標

区分	平成22年度の実績	平成26年度の目標
車道	92.5%	100%
歩道	77.6%	90%

#### 4 除排雪指定路線以外の除排雪

除排雪指定路線以外の除排雪については、地域住民、町内会、自治会及び事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具や排雪用ダンプトラック等を貸与するものとする。ただし、積雪状況により通行が困難となったときは、市がパトロールを実施し、除排雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応する。

#### 5 除雪実施基準

除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき。または、降雪量が5cmを超え、さらに降雪が予想される時。
- (2) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- (3) わだち等路面状況が悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

#### 6 排雪実施基準

除排雪指定路線の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき及び大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第2種指定路線においては、車両（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。
- (3) 第3種指定路線においては、車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。
- (4) 片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。
- (5) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。
- (8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- (9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。

#### 7 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民、町内会及び事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

#### 8 消融雪施設の維持管理

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各消融雪施設の保守点検等を行う。

### 融雪道路区間の整備目標

区 分	平成 22 年度の実績	平成 26 年度の目標
車道の延長	2,109m	3,407m (+1,298m)
歩道の延長	13,203m	15,118m (+1,915m)

## 9 雪置き場の設置

(1) 除排雪作業を円滑に実施するため、次の区分の雪置き場を設置する。

### ア 指定雪置き場

指定雪置き場は次の 11 箇所とし、委託及び直営により維持管理を行う。

場 所	使用区分
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社
中津川下ノ橋下流右岸	市民
北上川南大橋下流右岸	市民、委託会社
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社
湯沢団地	市民、委託会社
御所湖下流右岸	市民、委託会社
盛岡南公園	市民、委託会社
北上川鶴飼橋上流右岸	市民

※玉山区の雪置き場については、直営により維持管理を行う。

### イ 身近な雪置き場

町内会等が利用可能な公園及び市有地を雪置き場として設置する。

### ウ より身近な雪置き場

町内会等が民間土地所有者から提供された土地を雪置き場として設置する。

### エ 雪堆積場

市が実施する排雪作業でのみ使用するもの。

(2) 雪置き場の固定資産税等軽減措置

更なる雪置き場の確保を図るため、雪置き場に供された土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講ずるものとする。

## 10 除排雪水準の向上

(1) 除排雪業者の技術及び意識向上のため講習会等を行う。

(2) 除排雪業者の相互応援体制の確立を図る。

(3) 除雪機械台数及び除排雪業者数を検証し、適正化を図る。

## 11 情報収集及び管理

### (1) 気象情報収集

適切な除排雪作業を行うため、盛岡地方気象台から全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報収集を行うものとする。

### (2) 路面情報収集

路面状況について盛岡地区広域行政事務組合等から、情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認を行うものとする。

### (3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除排雪指示やパトロールの実施に活用するものとする。

## 12 情報発信

市民協働の除排雪を推進するため、雪置き場の状況及び排雪用貸し出しダンプの利用状況等についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

## 13 市民協働による除排雪

次に掲げる事項を実施し、市民が除排雪に協力できるような環境づくりを進める。

- (1) 町内会等への小型除雪機の貸し出し制度の拡充を図る。
- (2) 町内会及び商店街等が道路の除排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び除雪機械器具の貸し出しを行う。
- (3) 広報及び市のホームページ等を利用した啓蒙活動を実施する。
- (4) 除雪モニターを設け、除雪期間終了後に業者、市と意見交換を行う。
- (5) 身近な雪置き場として、公園及び市有地を提供する。
- (6) より身近な雪置き場として、民有地の活用を図る。
- (7) 町内会長等に市が委託した除排雪業者名を公開し、相互の情報交換を図る。

## 14 国、県及び隣接市町村との調整

- (1) 国県市町村道と市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。委託業者や除雪体制の違いにより調整を図れない路線についても、パトロールを実施し行政区域界で除雪の差が出ないように努めるものとする。
- (2) 除排雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除排雪連絡会議を設置する。

## 15 豪雪対策

### (1) 現地確認体制の強化

降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課及び全庁的

な応援を要請し対応する。

(2) 排雪の実施

堆雪による通行障害解消のため、排雪実施基準に基づき排雪作業を実施するものとする。

(3) 市民協働の排雪支援強化

地域住民、町内会、自治会及び事業所等に道路の排雪を実施するための排雪用ダンプトラック等を貸与する場合、必要に応じて積込み用機械の貸与も行うものとする。

(4) 情報発信の強化

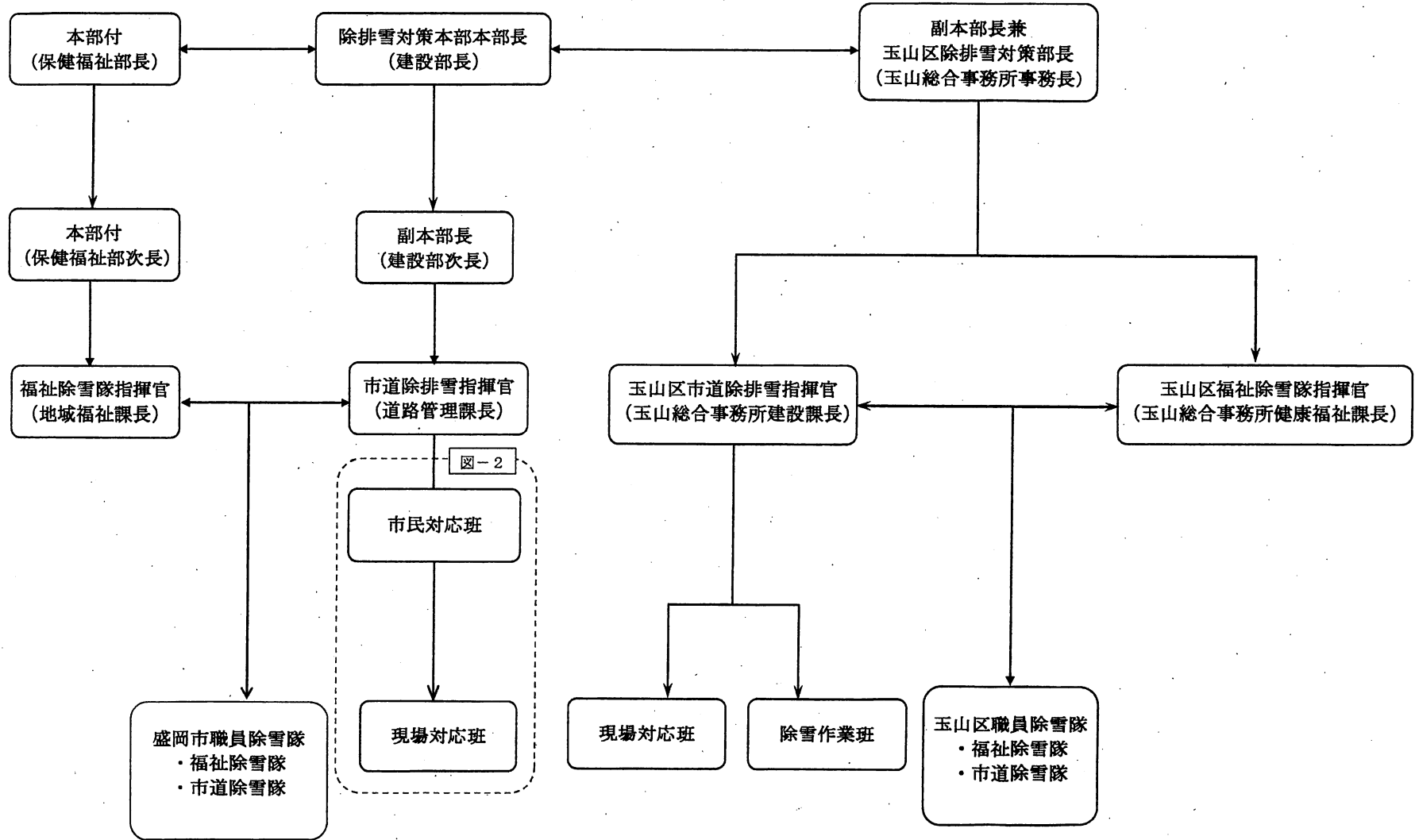
倒木や積雪による通行障害等の情報発信についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

(5) 関係機関との連携強化

警察及び電気・通信事業者との連携を強化し、倒木や電線切断等による通行障害の解消を図る。

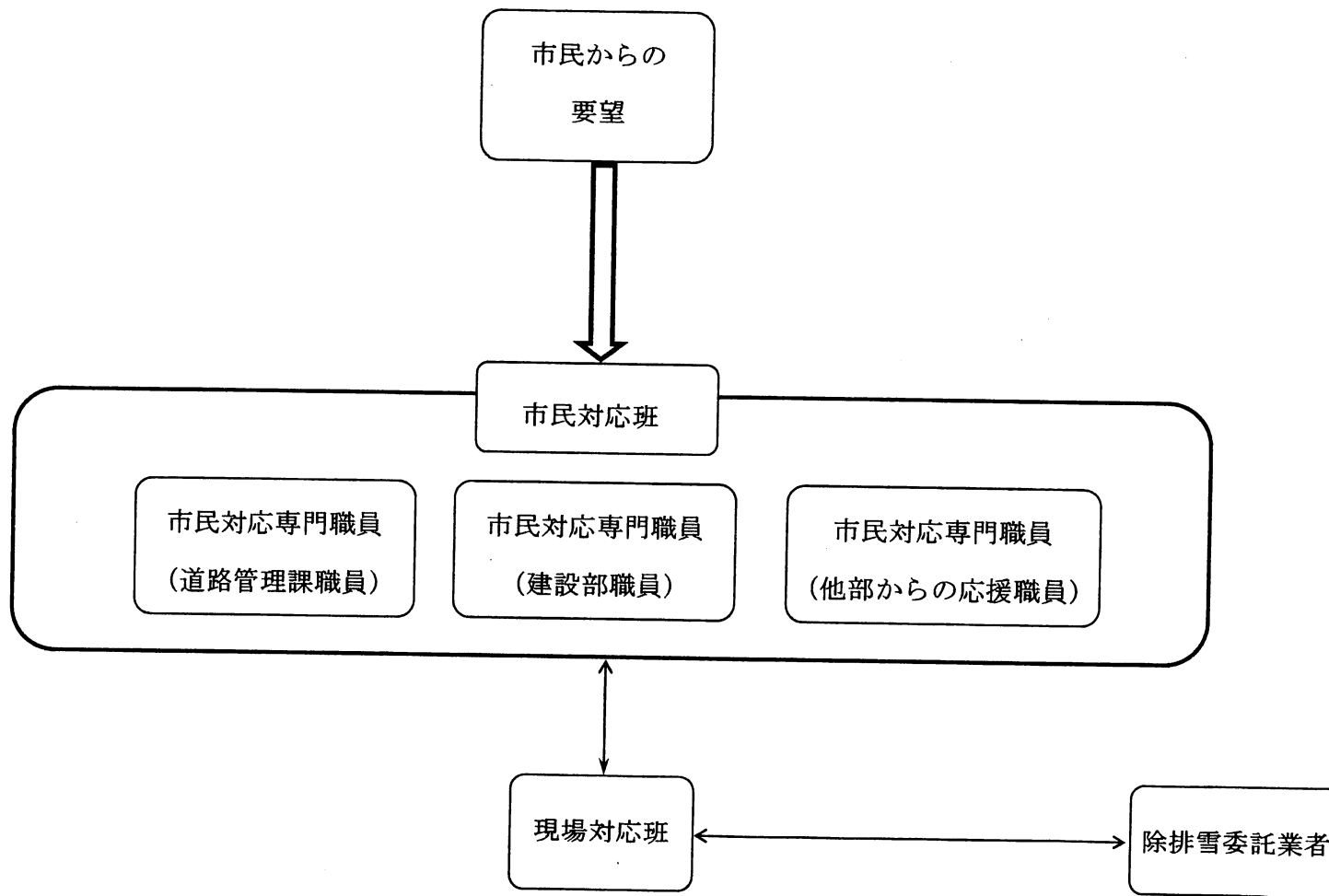
# 除排雪対策本部組織体制

図—1



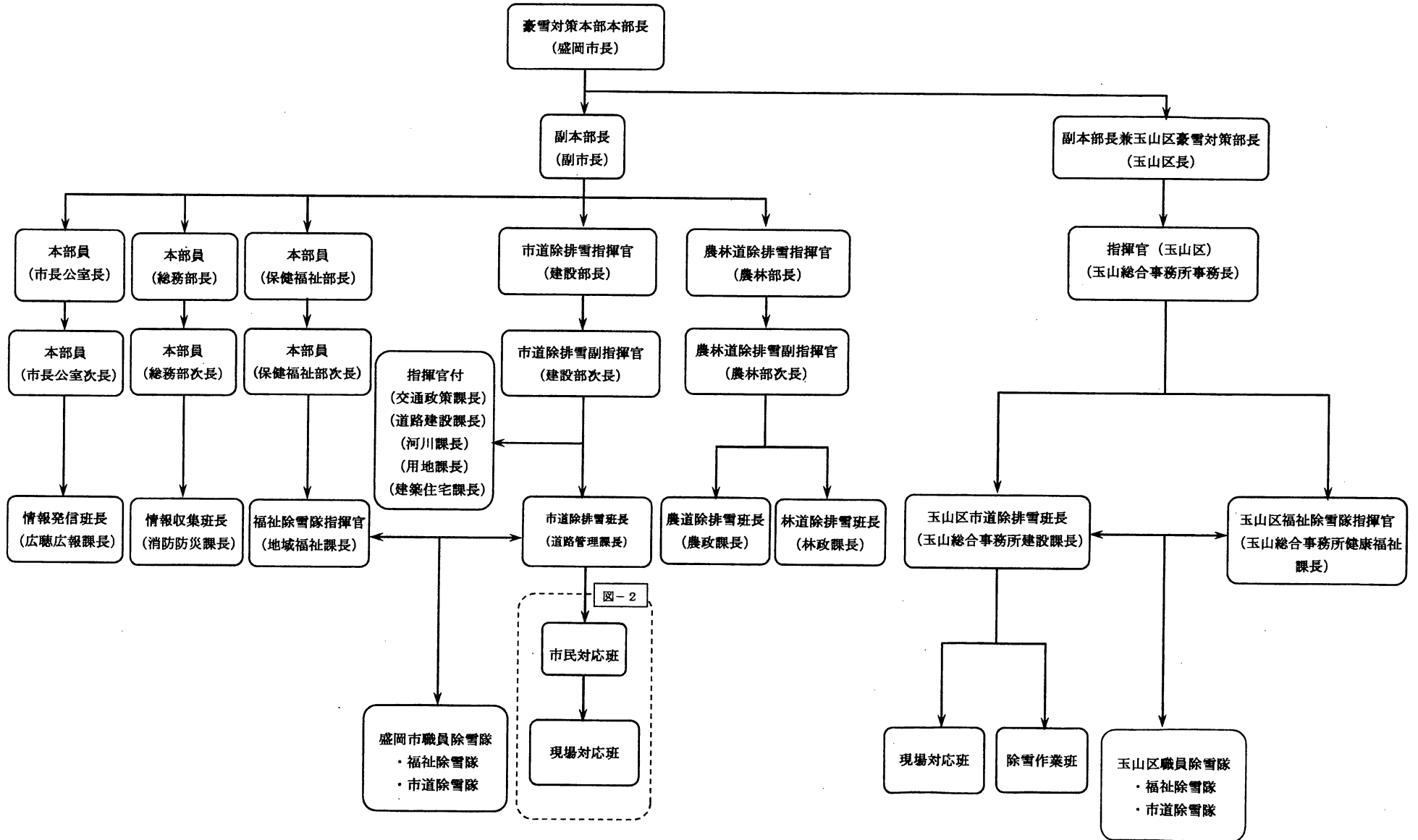
# 市民対応専門窓口組織体制

図一2



# 豪雪対策本部組織体制

図—3





## 第3章

### 平成23年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

## 平成 23 年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

### 1 除排雪対策本部の設置について

平成 23 年度の除排雪対策本部の設置期間は、平成 23 年 12 月 1 日から同 24 年 3 月 31 日までとする。

### 2 除雪路線計画について

各指定路線の完了目標は次のとおりとする。

#### (1) 旧盛岡市

ア 第 1 種指定路線は午前 6 時完了を目標に除雪を行う。

イ 第 2 種指定路線は午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

ウ 第 3 種指定路線は第 1 種指定路線及び第 2 種指定路線の除雪完了後、速やかに除雪を行う。

エ 歩道指定路線は通勤、通学を考慮し、午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

#### (2) 玉山区

玉山区は大きく 13 地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

除排雪指定路線は別添除排雪計画図のとおりとし、延長は次のとおりである。

#### (3) 車道除雪延長

単位：km

	平成 23 年度	対前年比較
除雪延長	1,418.3	+25.0

#### うち旧盛岡市

単位：km

地区	路線数	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合計
A	385	58.05	75.02	154.33	287.40
B	184	17.35	55.60	50.37	123.32
C	307	22.64	83.65	109.05	215.34
D	311	33.98	55.85	92.24	182.07
E	327	26.70	112.92	182.85	322.47
合計	1,514	158.72	383.04	588.84	1,130.60

※ A～Eは市道認定の地区区分

A：仁王・桜城(北上川東)・上田・緑が丘・松園・山岸・米内

B：城南・加賀野・杜陵・大慈寺・中野・築川

C：仙北・本宮・太田・つなぎ

D：青山・みたけ・厨川・土淵・桜城(北上川西)

E：見前・飯岡・乙部

うち玉山区

単位：km

道路種別	区分	除雪延長
市道	1級	57.29
	2級	46.04
	その他	184.39
	計	287.72
農道		8.08
林道		1.95
その他		37.91
合計		335.66

(4) 歩道除雪延長

単位：km

	平成 23 年度	対前年比較
施工延長	310.7	+2.8

うち旧盛岡市

単位：km

	平成 23 年度
施工延長	295.7

うち玉山区

単位：km

	平成 23 年度
施工延長	15.0

3 除排雪実施方法等について

(1) 除排雪実施方法

ア 旧盛岡市

旧盛岡市は、全て委託により実施する。

イ 玉山区

玉山区内を 13 地区のブロック別とし、5 地区を市直営、8 地区を委託により実施する。

(2) 除排雪要領

ア 新雪除雪（車道除雪）

(ア) 盛岡市道除排雪計画の除雪出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 作業は事前に報告した除雪車両を使用し、降雪を路肩又は路外に排除するものであるが、特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を

広く取るように作業する。

イ 吹溜りの処理（車道除雪）

(7) 通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 吹溜りの原因は、周辺の環境によるものが大きいと推測されるが、新雪除雪により路肩に除去された雪堤が原因となる事があるので、多発地帯においては必要に応じて降雪を路外に除去する等の対策をする。

ウ 路面整正除雪（車道除雪）

(7) 路面の凹凸やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。

(イ) 作業は基本的には対象路線の担当業者が実施する事とするが、市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、効果的な作業が可能な車両を有する他の委託業者に指示する場合もある。

(ウ) 幹線道路の路面整正除雪は 3.7m 級以上の除雪グレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

エ 拡幅除雪（車道除雪）

(7) 路面沿道に民家が連なる事が無い路線で、路側の堆雪高さが 1.2m を越えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。

(イ) 作業はロータリ除雪車を基本とする。

オ 歩道除雪

(7) 盛岡市道除排雪計画の除雪出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道のみ人力作業で実施する。

カ 排雪（運搬除雪）

盛岡市道除排雪計画の排雪実施基準に達した時には、市の指示により実施する。ただし、第 1 種指定路線においては、路側の堆雪高さが 1.2 m を越え、かつ片側の車道幅員が 2.5m を確保できなくなったときには、排雪担当業者の自主判断及び、市の指示により実施する。

なお、排雪作業に伴う機械、人員構成は次の組み合わせを基本とする。

(7) 幹線道路の排雪（運搬除雪）

①路面整正用の除雪車（除雪グレーダ又は、11t 級以上の除雪ドーザ）	1 台
②積込用の除雪車（130PS 以上のロータリ除雪車）	1 台
③残雪処理用の除雪車（トラクタショベル等）	1 台
④運搬車両（ダンプトラック 10～11t 級）	5～8 台
⑤補助員（除雪人夫）	3 人以内

(イ) 大型の路面整正用の除雪車（グレーダ等）が使用できない補助幹線道路等

①路面整正用の除雪車（除雪ドーザ5～7t級）	1台
②積込・残雪処理用の除雪車 (トラクショベル0.34～0.6m <sup>3</sup> 級又は、80PS級以上のロータリ除雪車)	1台
③運搬車両（ダンプトラック4t級）	4～7台
④補助員（除雪人夫）	3人以内

(ウ) 市民協働による生活道路の排雪

①運搬車両（ダンプトラック2tから4t級）	2台
②積込・残雪処理用の除雪車（豪雪時のみ） (トラクショベル0.34～0.6m <sup>3</sup> 級)	1台
③町内会員	10人以上

#### 4 凍結防止剤の散布要領

(1) 凍結防止剤散布車による散布

ア 散布時間

通勤、通学の安全確保のため、深夜から早朝の散布または正午から夕方の散布を基本とする。なお、それ以外は路面状況等を勘案し必要に応じて対応する。

イ 散布量

以下の散布量を基本とする。

酢酸ナトリウム系液剤	～100cc/m <sup>2</sup>
塩化物系粒剤	～20g/m <sup>2</sup>

(2) 人力による散布

ア 市道の坂道、交差点、日陰で凍結しやすい道路に散布する。

イ 除雪後の雪や氷が薄い状態で散布する。

(3) 散布薬剤

前年度の使用実績等により、使用する薬剤は、平坦部には酢酸ナトリウム系の液剤と塩化物系の粒剤、急坂部には全域に塩化物系の粒剤を基本とする。地域住民、町内会及び事業者等の協力による散布依頼箇所数

ドラム缶等設置箇所	103 箇所
町内会等散布依頼（配布先）	619 箇所

#### 5 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合は水切りを行う。

## 第4章

# 盛岡市農道除雪計画

## 盛岡市農道除雪計画

### 1. 目的

盛岡市除排雪計画に基づいて、盛岡市が管理する農道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

### 2. 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線は、別表のとおりとする。

### 3. 除雪の期間

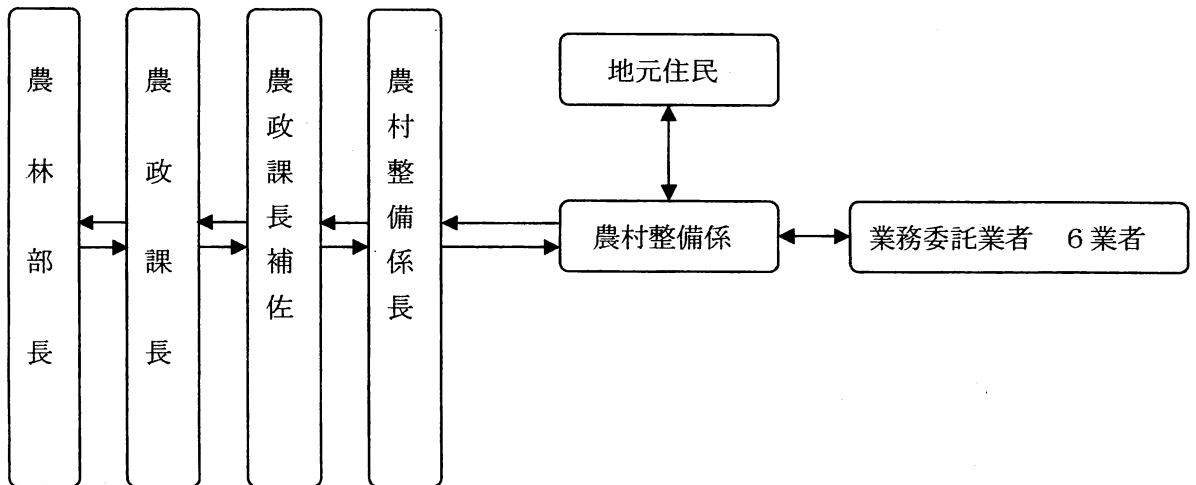
除雪の期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。

### 4. 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね10センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、吹き溜まり・雪崩れ等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

### 5. 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

## 6. 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、路面監視システムによる情報や気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの状況提供を受ける。

## 7. パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

## 8. 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪により、車道や待避所の幅員確保が著しく狭くなった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切を行うものとする。

## 9. 凍結防止剤の散布について

急勾配区間や急カーブ区間、その他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力を得て、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。



## 平成 23 年度農道除雪計画概要

### 1 除雪計画延長

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
農 道	路 線 数	9 路線	8 路線	- 1 路線
	路線延長	10, 177 m	8, 560 m	- 1, 617 m

### 2 業務委託業者

	平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
業務委託業者	7 業者	6 業者	- 1 業者

### 3 農道除雪路線

	路線名	除雪計画延長 m	幅員 m	備考
1	泣坂線	1,500	4.0	
2	米内沢線	600	4.0	
3	鍋屋敷線	400	3.5	
4	南中野線	3,800	6.5	
5	新井田線	150	5.0	
6	八木田線	320	4.0	
7	猪去線	495	4.0	
8	中村線	1,295	5.0	
計		8,560		

### 4 農道除雪業務委託業者一覧

業 者 名	電話番号	住 所	対 象 路 線
岩手建工(株)	651-6903	盛岡市神明町10-25	南中野線 中村線
北東北開発(有)	651-9834	盛岡市東中野字片岡76	泣坂線 八木田線
(株)アクード	656-3515	盛岡市猪去的場37-2	猪去線
世紀東急工業(株) 岩手営業所	651-4012	盛岡市門2-19-9	新井田線
中坪 光雄	667-2032	盛岡市上米内字白石17-2	米内沢線
エムテック(株)	688-0050	滝沢村滝沢字葉の木沢山308-39	鍋屋敷線

## 第5章

# 盛岡市林道除雪計画

## 盛岡市林道除雪計画

### 1 目的

盛岡市除排雪計画に基づいて、盛岡市が管理する林道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

### 2 指定路線の除雪

市が除雪しようとする林道除雪路線は、別表のとおりとする。

### 3 除雪の期間

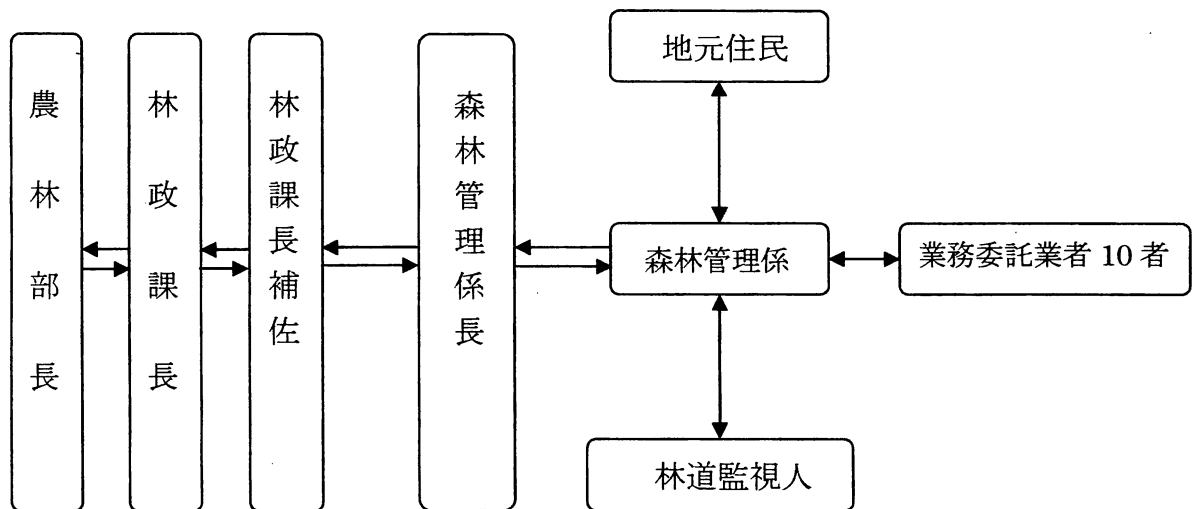
除雪の期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。

### 4 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね10センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、「吹き溜まり」または「雪崩れ」等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

### 5 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

## 6 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、林道監視人、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの情報提供を受ける。

## 7 パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

## 8 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しく困難になった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切りを行うものとする。

## 9 凍結防止剤の散布について

急勾配区間、急カーブ区間及びその他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

## 平成 23 年度林道除雪計画概要

### 1 除雪計画延長

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
林 道	路線数	2 2 路線	2 2 路線	± 0 路線
	路線延長	4 9, 7 7 4 m	4 9, 7 7 4 m	± 0 m

### 2 業務委託業者

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
業務委託業者		1 0 業者	1 0 業者	± 0 業者

### 3 林道除雪路線

	除雪路線名		除雪計画延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	林 道	矢沢Ⅰ区	2,000	3.6	
2	林 道	矢沢Ⅱ区	2,630	4.0	
3	林 道	御大堂2号線	100	5.0	
4	林 道	建石線	400	5.0	
5	林 道	高畑線	1,020	3.6	
6	林 道	宇曾沢線	2,106	3.6	
7	林 道	仁右エ門線	2,200	4.0	
8	林 道	砂山線	2,709	5.0	
9	林 道	築川線	300	4.0	
10	林 道	築場線	80	3.6	
11	林 道	岩神Ⅰ区	9,100	4.0~5.0	
12	林 道	岩神Ⅱ区	6,800	4.0	
13	林 道	岩神Ⅲ区	3,368	4.0	
14	林 道	米内川線	8,843	4.0	
15	林 道	高森山線	750	4.0	
16	林 道	平六沢線	80	4.0	
17	林 道	手代木線	80	4.0	
18	林 道	飛鳥線	1,749	4.0~5.0	
19	林 道	上大沢線	2,196	4.0	
20	林 道	江柄線	1,963	4.0	
21	林 道	高屋敷線	600	4.0	
22	林 道	鬼ヶ瀬線	700	4.0	
合計			49,774		

4 林道除雪業務委託業者一覧

業者名	電話番号	住所	対象路線
岩手建工(株)	651-6903 FAX654-3147	〒020-0884 盛岡市神明町 10-25	林道 築川線 林道 高畑線 林道 飛鳥線
大鷲 勉	667-2254 FAX667-2254 携 080-3325-1165	〒020-0055 盛岡市繫字尾入野 48-22 盛岡市浅岸字鍋倉 9-1	林道 米内川線 林道 矢沢Ⅰ区 林道 高森山線
(有)黒澤建設	661-3101 FAX661-6899	〒020-0002 盛岡市桜台 1-1-4	林道 築場線 林道 砂山線 林道 手代木線 林道 高屋敷線
高館 等	666-2443 FAX666-2443	〒020-0803 盛岡市新庄字中津川 37-15	林道 岩神Ⅱ区
中坪 光雄	667-2032 FAX667-2032	〒020-0001 盛岡市上米内字白石 17-2	林道 矢沢Ⅱ区
日本道路(株)	639-1333 FAX639-1334	〒020-0834 盛岡市永井 19-197-1	林道 宇曾沢線 林道 仁右エ門線
(有)藤正建設	696-3165 FAX696-3002	〒020-0401 盛岡市手代森 4-9	林道 上大沢線 林道 鬼ヶ瀬線 林道 江柄線
民部田 幸夫	(0195) 62-8658 666-2321	〒028-4307 岩手町大字五日市 5-138-5 盛岡市築川 2-52-1	林道 岩神Ⅲ区
盛岡市森林組合	624-0259 FAX666-2410	〒020-0885 盛岡市紺屋町 2-9	林道 岩神Ⅰ区
(株)山崎組	652-3088 FAX652-3089	〒020-0807 盛岡市加賀野 3-12-30	林道 御大堂 2号線 林道 建石線 林道 平六沢線

## 第6章

### 資 料

## 1 使用機械一覧表

平成 23 年度の市道除排雪業務に使用する機械等は、次のとおりである。

(台)

	機種名	市保有車両	委託車両※
①	除雪グレーダ	8	37
②	除雪トラック	1	
③	除雪ドーザ	9	72
④	ミニホイールローダ		161
⑤	ロータリ除雪車 (除雪幅 > 1.5m)		11
⑥	ロータリ除雪車 (除雪幅 ≤ 1.5m)	10	15
⑦	ブルドーザ		15
⑧	バックホウ		26
⑨	ダンプトラック (2t・4t)	1	189
⑩	ダンプトラック (10 t)		113
⑪	除雪ジープ		3
⑫	トラクター		
⑬	凍結防止剤散布車	4	14
⑭	2 t ダンプ搭載式散布機	1	
⑮	ハドガト除雪機	2	82
⑯	ハドガト除雪機(町内会貸出)	135	
	合 計	171 台	738 台

※委託車両数は、H23 見込み



## 2 関係機関一覧表

関係機関名	電話番号
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所	636-0444
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡国道維持出張所	636-0018
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡西国道維持出張所	687-5888
盛岡地方气象台	622-7869
岩手県盛岡広域振興局土木部	651-3111
岩手県盛岡東警察署	606-0110
岩手県盛岡西警察署	645-0110
岩手県紫波警察署	671-0110
盛岡中央消防署	622-2175
盛岡西消防署	647-2234
盛岡南消防署	638-5001
東日本旅客鉄道株式会社盛岡保線技術センター	652-2437
IGR いわて銀河鉄道株式会社	652-9802
岩手県交通株式会社	654-2141
岩手県北自動車株式会社	654-5811
盛岡個人タクシー協同組合	622-8161
岩手県タクシー協会盛岡支部	623-8511
岩手県バス協会	651-0680
盛岡ガス株式会社	653-1241
東北電力株式会社	653-2111
NTT東日本岩手支店	625-4960
盛岡市上下水道局	623-1411

### 3 平成 23 年度除排雪業務委託業者一覧表

#### <平成 23 年度市道除排雪業務委託業者一覧表>

番号	工区	業者名	住所	電話番号
1	1	(株)熊谷砂利店	上太田上川原 153	659-0522
2	2	高清建設(株)	繫字湯の館 5	689-2219
3	3	樋下建設(株)	菜園一丁目 6-3	625-3737
4	4	岩手建工(株)	神明町 10-25	651-6903
5	5	盛岡舗道(株)	中太田深持 151-1	659-0185
6	7	鹿島道路(株)	黒川 5 地割2	675-1200
7	9	世紀東急工業(株)	門二丁目 19-9	651-4012
8	10	大成ロテック(株)	仙北三丁目 17-6	635-5965
9	11	東亜道路工業(株)	愛宕町 19-20	624-1506
10	12	日本道路(株)	永井 19-197-1	639-1333
11	13	日本ハイウェイ・サービス(株)	みたけ二丁目 4-27	645-5859
12	14	(株)NIPPO	上厨川字横長根 52-29	648-7080
13	15	前田道路(株)	本宮二丁目 20-20	631-1741
14	19	(有)岩手架設工業	厨川三丁目 11-1	646-4165
15	22	(有)岩手ハツリ工業	川目町 21-18	651-3601
16	25	(株)上の島	下太田下川原 136-1	658-1100
17	29	(株)北東北開発	東中野字片岡 76	651-9834
18	32	(有)久保田工務店	月が丘一丁目 29-40	641-1430
19	33	(株)熊谷工務店	愛宕町 9-10	623-5465
20	35	(株)沼田建設	西青山三丁目 34-1	647-5570
21	40	三陸土建(株)	みたけ五丁目 15-12	646-5861
22	42	篠村建設(株)	稲荷町 9-6	647-8811
23	43	柴田工業(株)	開運橋通 1-40	652-2281
24	45	ショーボンド建設(株)	みたけ六丁目 4-36	641-7335
25	47	(株)菅七工務店	中太田新田 25-115	659-0729
26	50	大伸工業(株)	永井 14-5	638-3251
27	53	(有)平建設	下太田沢田 79	658-0345
28	54	(有)大高建設	玉山区好摩字芋田向 82-36	601-4320
29	56	(株)タカヤ	下太田杉田 52-1	659-2811
30	62	(株)司組	本宮三丁目 10-20	635-1216
31	64	(株)東北ターボ工業	下太田田中 1-2	658-1113
32	65	戸張建設(株)	前九年一丁目 3-22	647-3437
33	66	中亀建設(株)	仙北一丁目 16-5	636-0223

番号	工区	業者名	住所	電話番号
34	70	東野建設工業(株)	加賀野二丁目 8-15	653-3388
35	76	(株)丸茂建設	上堂四丁目 6-26	641-7521
36	77	(有)美和工業	本宮三丁目 10-20	635-1821
37	79	(有)盛岡舗装サービス	西松園一丁目 4-12	661-1524
38	80	盛舗建設(有)	上厨川字杉原 1-4	648-5711
39	81	(株)山崎組	加賀野三丁目 12-30	652-3088
40	83	吉田建設(株)	本町通三丁目 19-10	622-2365
41	84	吉武建設(株)	茶畑二丁目 7-19	624-0101
42	85	菱和建設(株)	みたけ一丁目 6-30	641-1111
43	87	中坪 光雄	上米内字白石 17-2	688-1306
44	88	協積産業(株)	月が丘一丁目 28-16	643-8622
45	89	(有)沢口砂利店	城西町 7-3	622-0533
46	90	吉田機械サービス 吉田修	岩脇町 6-24-2	662-2797
47	92	(株)石名坂	東見前 4-35	638-7521
48	94	佐野峯栄夫 佐野峯建設	永井 3-80-3	638-1888
49	96	(株)下河原組	乙部 4-6-1	696-2255
50	100	沼田 紘一	西見前 19-3-7	638-8882
51	101	南野 強	大ヶ生 11-52	696-4958
52	104	瀬川 与一	湯沢 10-5	638-4673
53	105	佐々木 修一	西見前 17-14	638-6648
54	106	(株)浅沼工務店	本宮二丁目 11-8	636-0131
55	107	佐々木建設(株)	紫波町日詰字石田 56	676-3610
56	109	熊谷 栄	湯沢 2-73	638-1515
57	112	(有)澤田土木コンサルタント	小鳥沢二丁目 9-11	661-6484
58	115	梨子建設(株)	高松四丁目 20-20	661-2411
59	116	(株)佐藤興産	手代森 19-95-2	696-2362
60	117	(有)上中屋敷重機	雫石町御明神大曲戸 214-3	692-1897
61	118	(有)東北農林建設	中太田屋敷田 108	658-1900
62	120	(有)宮田屋	若園町 1-19	623-1001
63	122	筒治丹平	桜台 2-3-1	090-2601-4514
64	123	大鷲 勉	繫字尾入野 48-22	667-2254
65	124	(有)菊池工業	雫石町繫 5-166-28	692-3522
66	125	(有)黒澤建設	桜台一丁目 1-4	661-3101
67	129	(株)菱友	みたけ一丁目 6-30	641-8881
68	131	(有)藤忠商事	西松園四丁目 2-6	661-4537
69	133	(株)エスイーシー	肴町 13-28 グリーンキャピタル 1001	623-7339
70	135	(有)山幸造園	滝沢村滝沢字巣子 276-44	688-5458

番号	工区	業者名	住所	電話番号
71	137	(株)杜陵工業	上太田三枚橋 55-1	656-2500
72	142	みちのく工業(株)	門二丁目 19-18	604-6723
73	144	ホンダウイング三浦 代表 三浦 誠	月が丘三丁目 49-47	641-6665
74	145	光栄建設(株)	月が丘一丁目 28-11	090-8920-9496
75	146	南部運転代行 代表 小向 司	大館町 10-1	646-0039
76	151	北陽重機	葛巻町葛巻 38-16-2	0195-66-0111
77	152	(有)光明園	玉山区渋民字駅 22-1	683-2606
78	154	(株)城北自動車	みたけ五丁目 18-26	641-3811
79	155	(有)田越工務店	中屋敷町 1-33	646-1133
80	159	(株)友工業	中太田屋敷田 107-2	658-0350
81	161	城北電機(株)	みたけ三丁目 8-11	641-4185
82	164	(株)建塗装工業	桜台三丁目 4-11	667-2513
83	165	東日本ビル管理(有)	滝沢村滝沢字穴口 457-21	687-3677
84	166	(株)岩手サンロード	盛岡市永井 19 地割 197-1	639-1343
85	167	(有)フジミ工建	盛岡市厨川五丁目 5-26	684-3903
86	174	近藤産業 近藤良雄	東新庄一丁目 26-11	622-0013
87	185	太田運輸(株)	上太田松ノ木 7-2	658-0567
88	186	(株)富士見興業	みたけ四丁目 22-30	643-7732
89	189	フグミ産業 代表 横澤 秀輝	紫波町遠山字松原 37-5	639-4366
90	190	(有)佐藤建興	雫石町沼返 114-2	691-1203
91	191	(有)大茂建設	矢巾町大字赤林 7-55	697-3681
92	192	(株)アークード	猪去大道 2-1	656-3515
93	193	岩手ライフ工業(株)	津志田中央三丁目 17-5	639-1551
94	194	シマノ建設(株)	中野一丁目 30-12	654-0032
95	195	共同工建(有)	紫波町日詰西 1-9-7	676-2963
96	196	藤工(有)	乙部 5 地割 105	656-1133
97	197	(有)藤正建設	手代森 4-9	696-3165
98	199	人見 健太郎	中太田吉原 71	070-5620-9781
99	200	東部住設	下米内二丁目 18-5	663-8073
100	201	田村 利則	向中野字向中野 21-5	090-3362-7339
101	202	アスピレーション 代表 齋藤 昭治	雫石町西安庭旭台 278-18	692-5189
102	203	(有)シマカワ	上米内字赤坂 10-1	661-2990
103	204	(株)シーテック	滝沢村滝沢字穴口 408-6	613-9621
104	205	(株)山谷産業	矢巾町広宮沢第10地割 515-3	637-4622
105	207	エムテック(株)	滝沢村滝沢字葉の木沢山 308-39	688-0050
106	208	新工住建(株)	玉山区川崎字上川崎 24 番地 1	683-3484
107	209	(有)東海エクステリア	盛岡市小鳥沢 2 丁目 2-8	662-0514

番号	工区	業者名	住所	電話番号
108	210	岡崎建設(株)	紫波郡紫波町桜町 2-5-10	676-5660
109	211	(有)北興業	盛岡市上鹿妻二ツ沢27-1	658-1244
110	212	(有)松園塗装店	盛岡市東松園1丁目22-6	662-0783
111	213	銀河エンジニアリング	盛岡市名須川 32-63-105	654-9339
112	214	東アジア警備保障(有)盛岡営業所	盛岡市永井 19 地割 37-14	656-0127
113	215	木村 淳一	盛岡市中の橋通 1-4-15	622-4638
114	216	瀬川 幸夫	盛岡市繫字尾入野 48-27	689-2717
115	217	藤平 勝雄	盛岡市繫字尾入野 25-8	689-2725
116	218	津軽石 浩二	盛岡市川目第 15 地割 61-2	623-1483
117	219	(有)東北黒土販売工業	滝沢村滝沢字巣子152-105	688-5523
118	220	(株)熊坂建設	盛岡市月が丘1丁目24-13	647-4164
119	221	(株)都南建設	盛岡市三本柳23地割23-1	637-1455
120	222	(株)渡辺土木	盛岡市東黒石野2丁目2-19	662-1855
121	223	(有)岩手工業	滝沢村滝沢狼久保 662	688-7283
122	224	佐々木 信之	盛岡市乙部 29-43	696-2828
123	225	田上 常吉	盛岡市上太田若宮 15-4	659-1683
124	226	佐々木 寛光	盛岡市下米内二丁目18-6	662-6812
125	227	(株)丸勝興建	盛岡市上厨川字横長根 52-29	643-2035
126	228	王千商会	矢巾町大字煙山第 17 地割 88	697-8348
127	229	K・Sテック(株)	北上市二子町築館 14-14	0197-66-5345
128	230	(有)オダシマ建工	岩手郡滝沢村鶉飼字洞畑 99-5	687-1564
129	(玉山区)	ACサカモト	玉山区川崎字川崎 92 番地4	683-2957
130	(玉山区)	太子建設	玉山区寺林字平森 40 番地1	682-1310
131	(玉山区)	小綿組	玉山区川崎字向川崎 102 番地 14	682-1121
132	(玉山区)	大森建設	玉山区川又字宇登 97	662-8134
133	(玉山区)	西根企業	八幡平市大更第 27 地割 55 番地 2	688-7751
134	(玉山区)	竹澤工業	盛岡市山岸一丁目 10-36 サンティ-山岸 103 号	090-2027-6242
135	(玉山区)	(有)いわてウッド	盛岡市玉山区洩民字岩鼻 69-104	683-2948
136	501	上鹿妻ボランティア除雪組合	盛岡市上鹿妻切付 49-1	658-1011(勤)
137	504	平賀 正男	盛岡市猪去外久保 42-1	659-3100
138	508	林崎除雪協力隊	盛岡市下太田林崎 39-1	656-3545
139	509	吉田 清美	盛岡市川目 15 地割 149-3	624-5978
140	510	菅野 力雄	盛岡市川目 15 地割 1-76	622-1169
141	513	瀬川 和則	盛岡市東新庄一丁目 10-22	651-4888
142	514	藤村 勉	盛岡市下飯岡 14-289-4	639-0039
143	515	浅沼 吉二郎	盛岡市下飯岡 17-14	638-3065
144	517	(有)中野設備工業所	盛岡市湯沢5地割 46-1	605-7660

番号	工区	業者名	住所	電話番号
145	518	井上 昭三	盛岡市下太田下川原 163-2	659-1456
146	519	大崎 長市	盛岡市上米内字畑井野 52-1	667-2040
147	521	大坪 長四郎	盛岡市土淵字北野 41	687-2729
148	522	北夕一町会除雪隊 代表 武藏 勝國	盛岡市北夕顔瀬 2-19	647-2104
149	524	(有)飛鳥重機	盛岡市手代森 17-136	696-5655
150	525	耕野 光信	盛岡市本宮 3-17-17	635-4427
151	526	浅沼 兵作	盛岡市下飯岡 19-19	638-3244
		平成 23 年 10 月 21 日現在	151 業者	

平成 23 年度

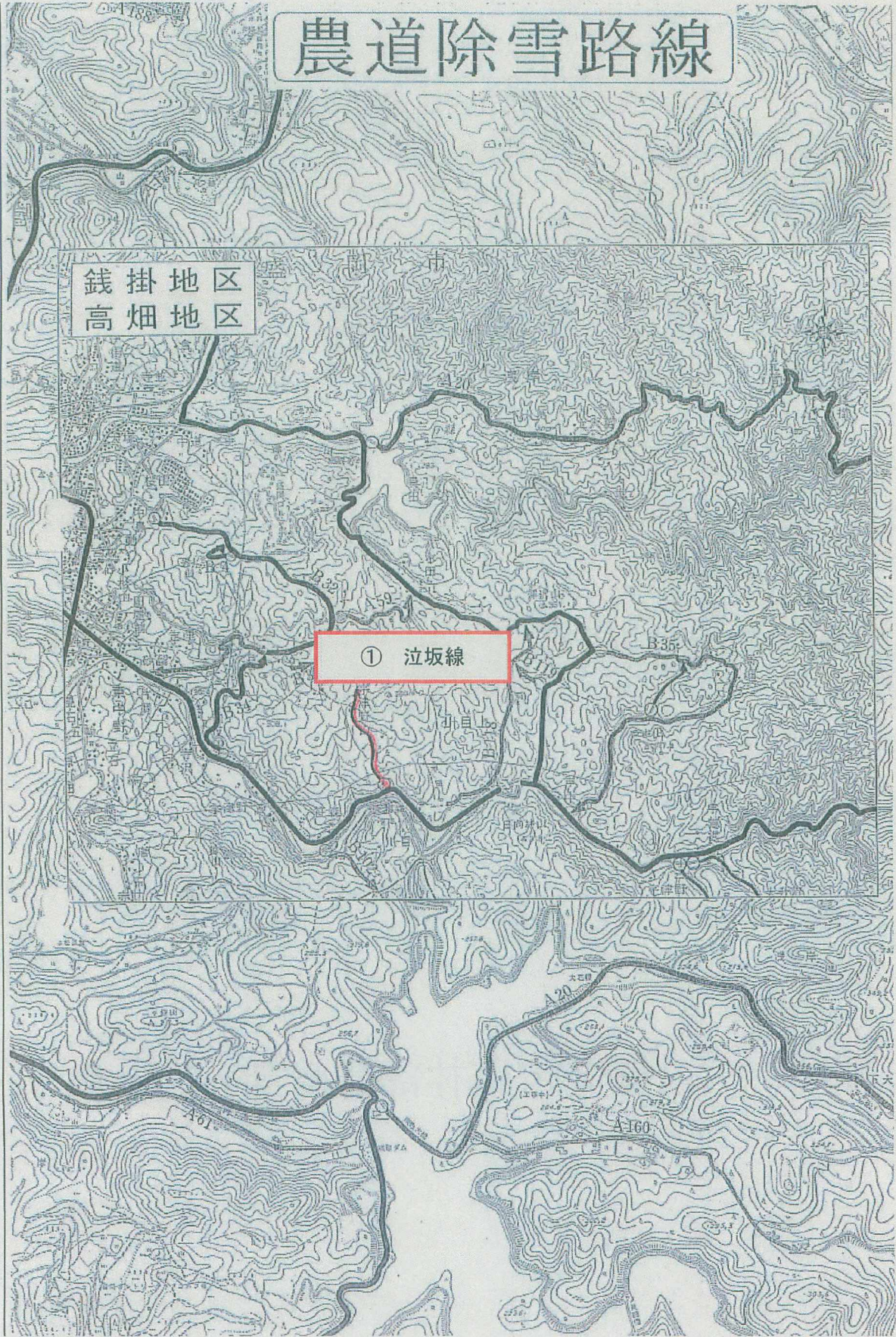
農 道 除 雪 路 線 図

盛岡市農林部農政課

# 農道除雪路線

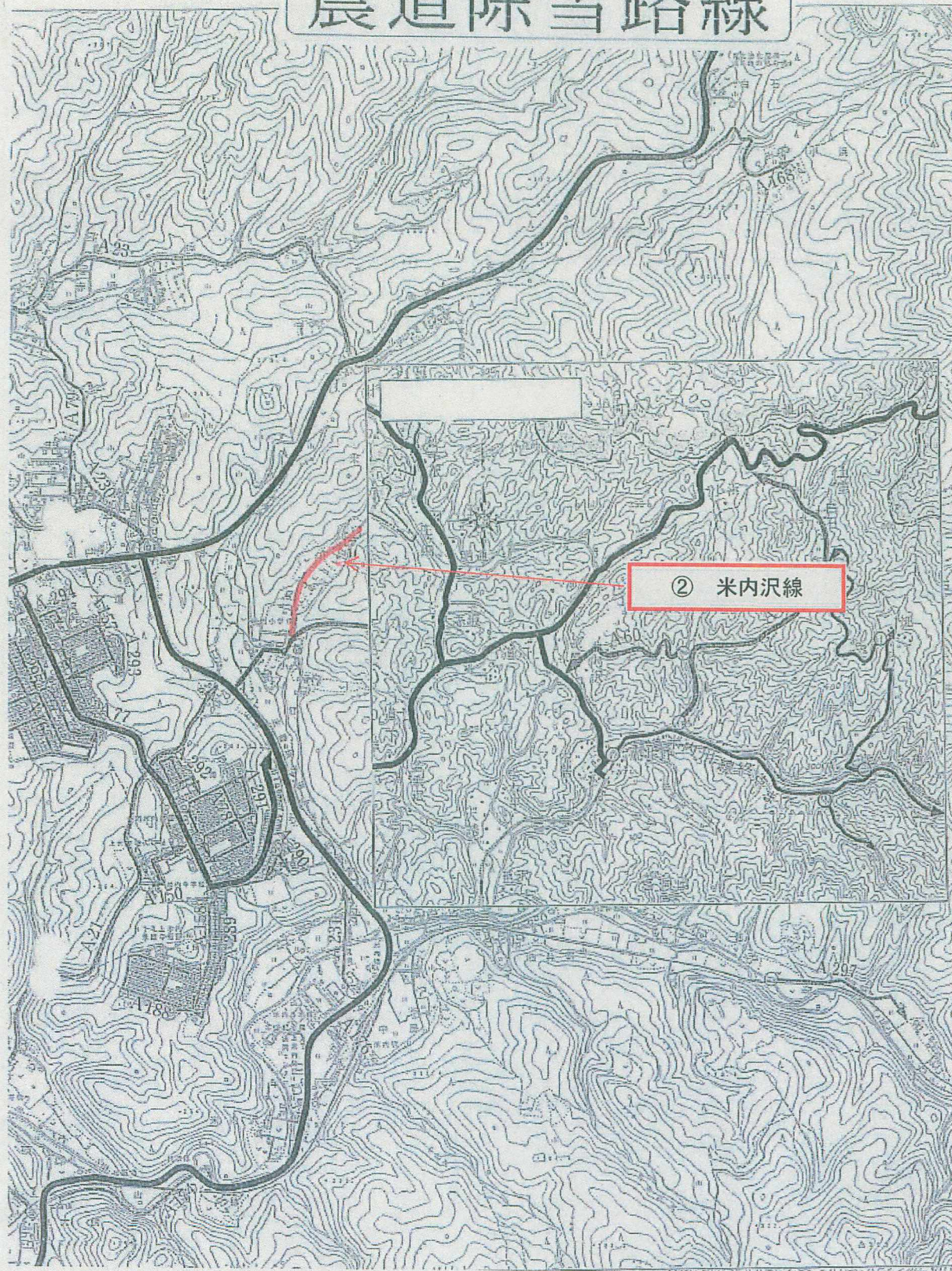
銭掛地区  
高畑地区

① 泣坂線

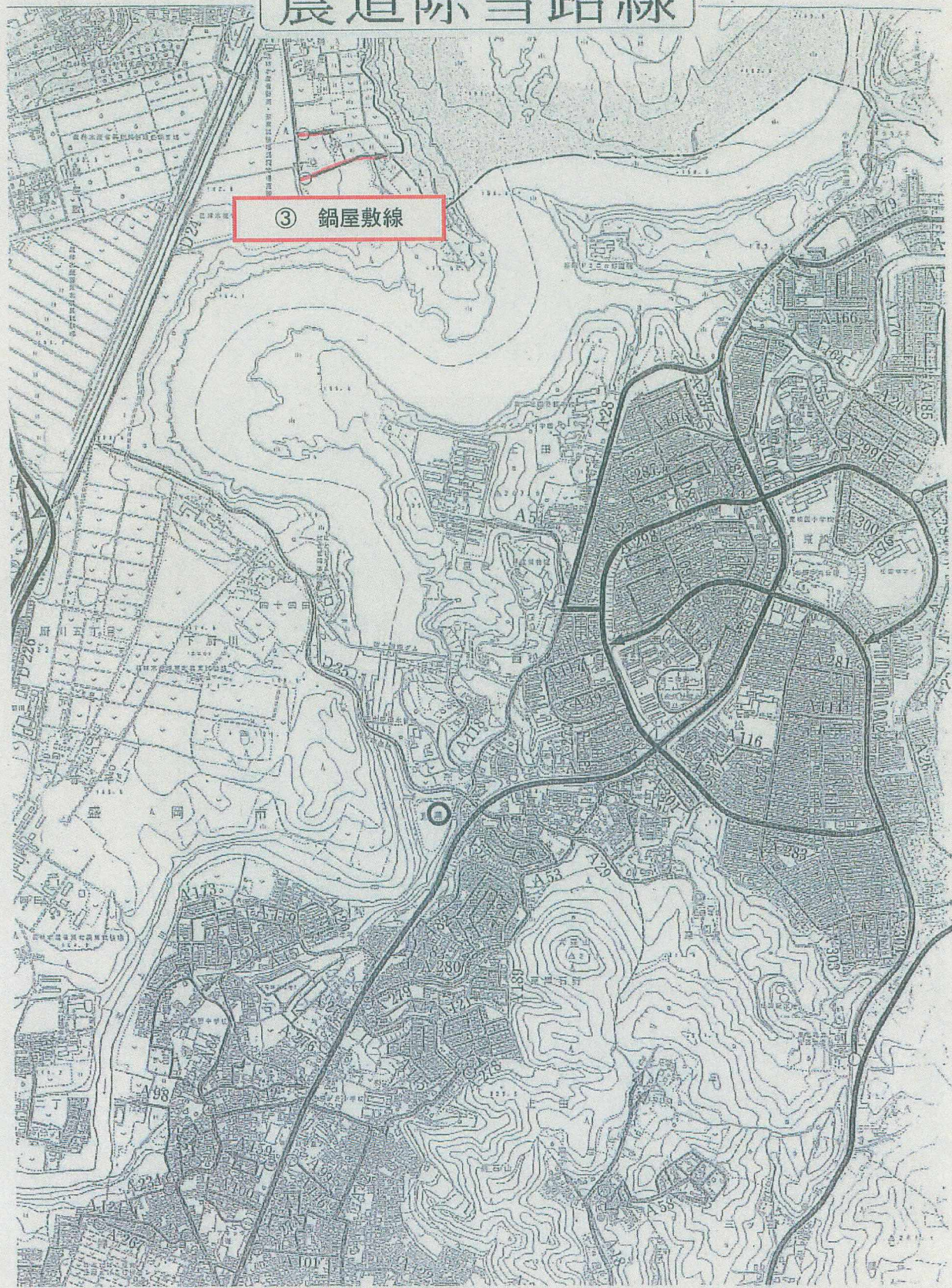




# 農道除雪路線

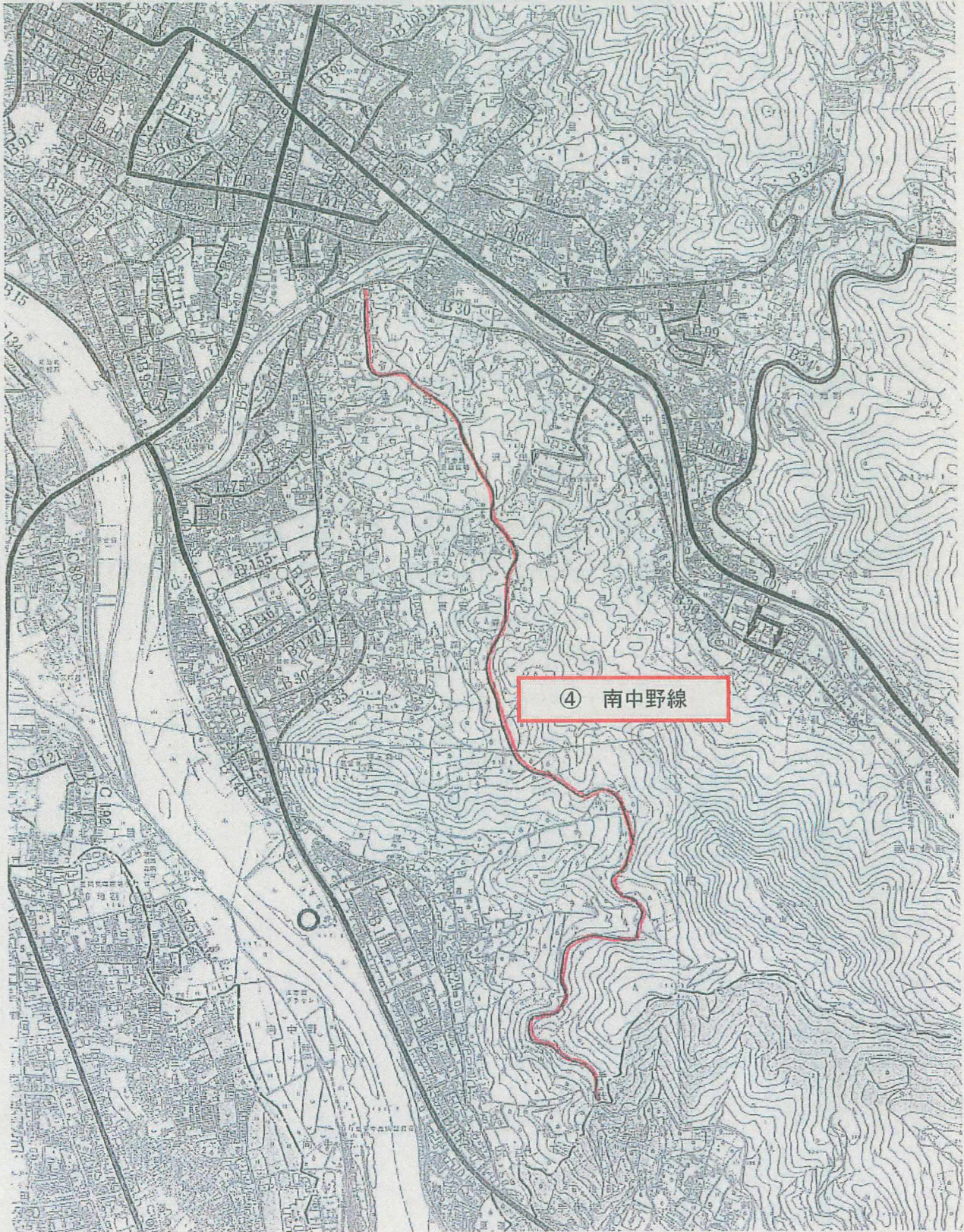


# 農道除雪路線



③ 鍋屋敷線

# 農道除雪路線



# 農道除雪路線



⑤ 新井田線

# 農道除雪路線

⑥ 八木田線

築川地区  
根田茂地区

⑧ 中村線



# 農道除雪路線



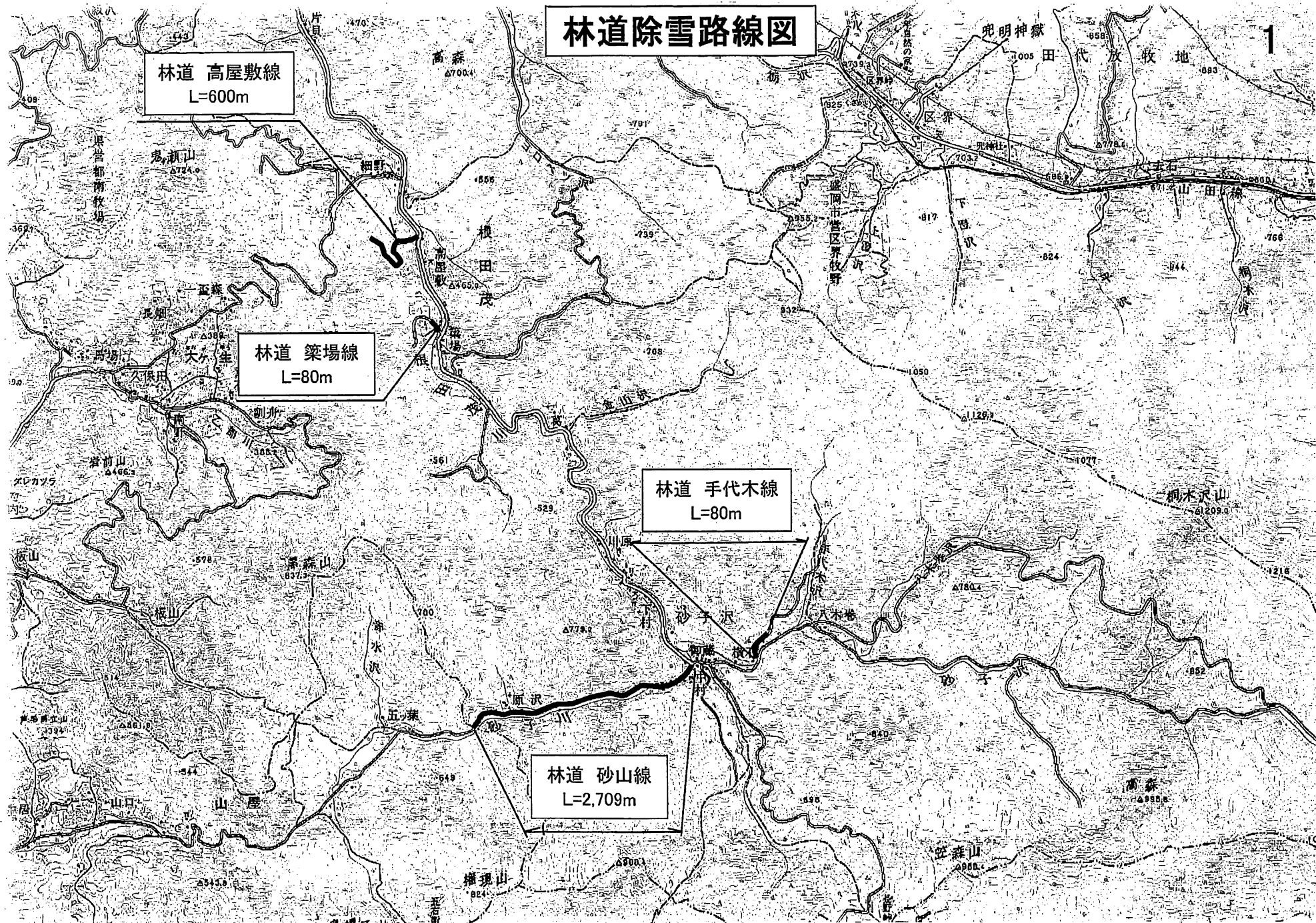
⑦ 猪去線

平成23年度

林道除雪路線図

盛岡市農林部林政課

# 林道除雪路線図





# 林道除雪路線図

林道 高畑線  
L=1,020m

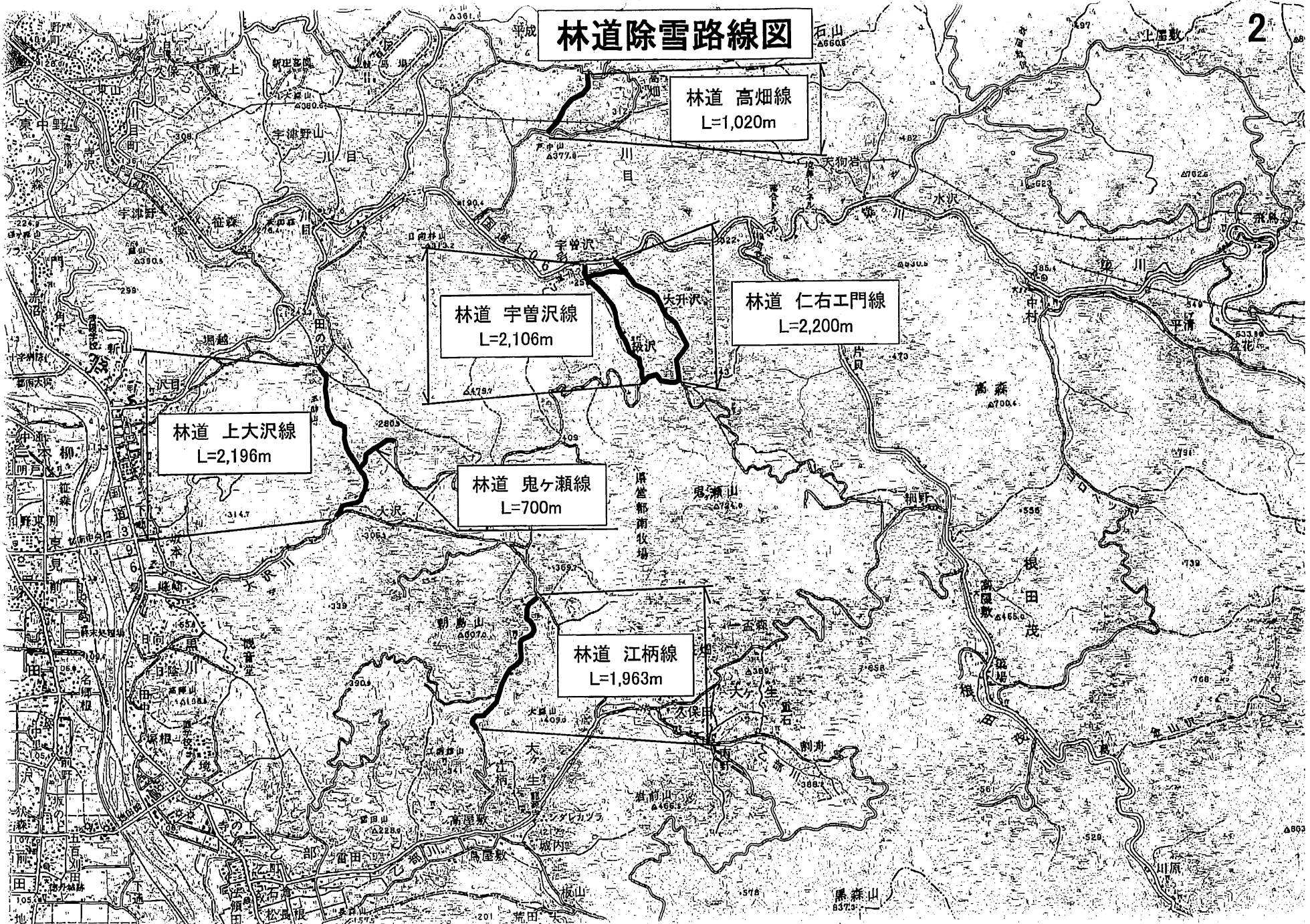
林道 宇曾沢線  
L=2,106m

林道 仁右工門線  
L=2,200m

林道 上大沢線  
L=2,196m

林道 鬼ヶ瀬線  
L=700m

林道 江柄線  
L=1,963m



# 林道除雪路線図

林道 御大堂2号線  
L=100m

林道 平六沢線  
L=80m

林道 岩神Ⅰ区  
L=9,100m

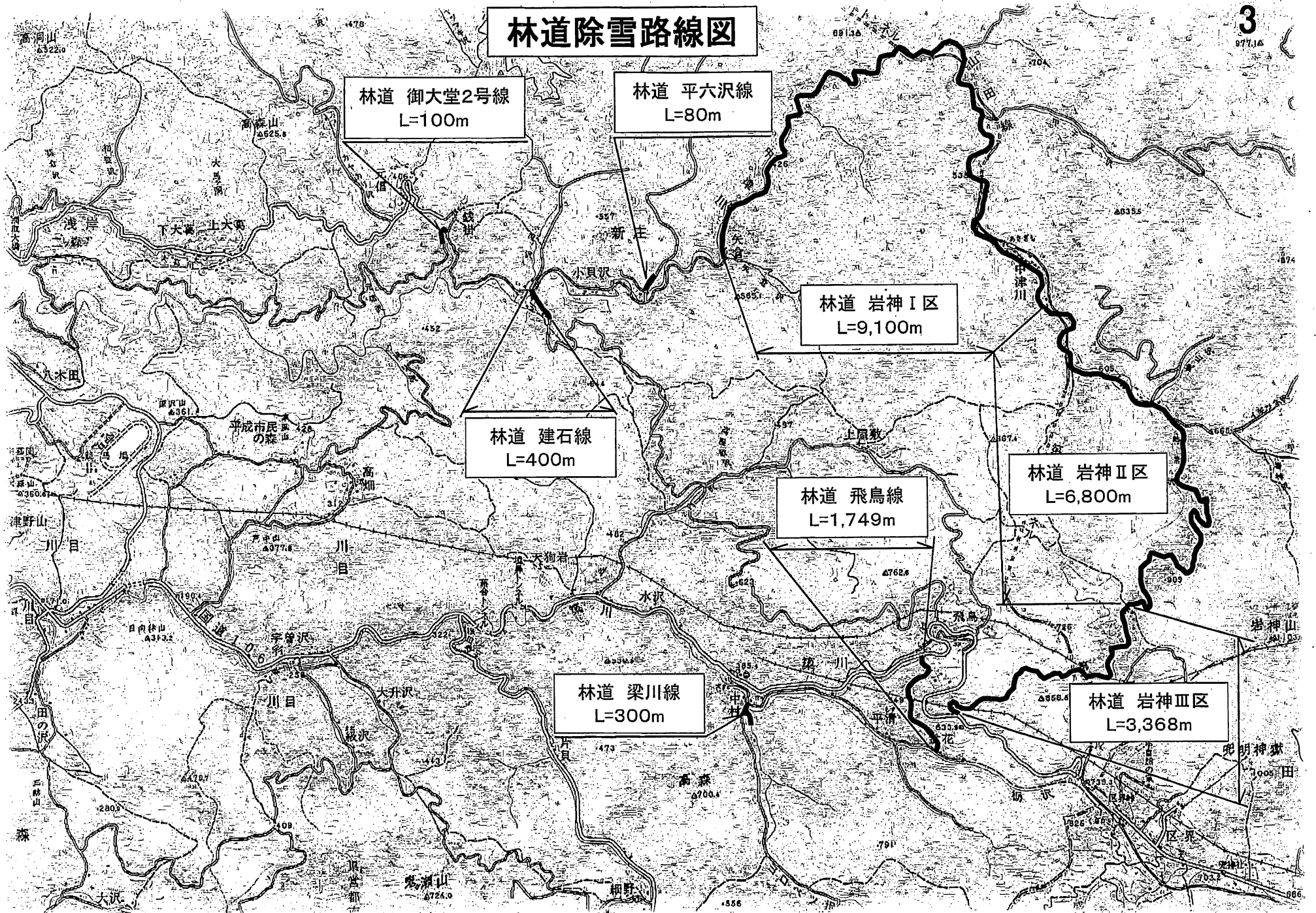
林道 建石線  
L=400m

林道 飛鳥線  
L=1,749m

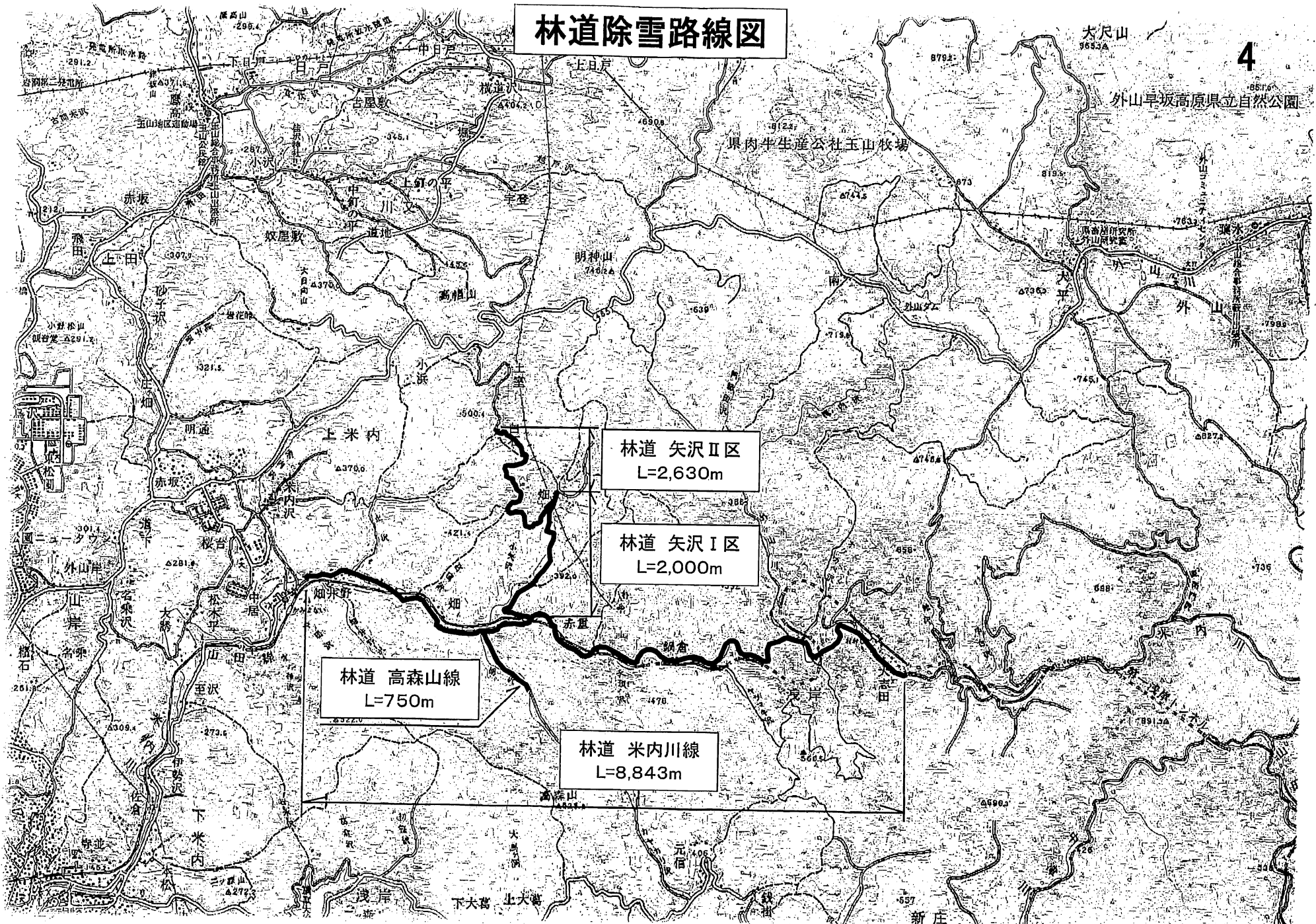
林道 岩神Ⅱ区  
L=6,800m

林道 梁川線  
L=300m

林道 岩神Ⅲ区  
L=3,368m



# 林道除雪路線図



外山早坂高原県立自然公園

真肉半生道公社玉山牧場

大尺山  
968.3m

林道 矢沢Ⅱ区  
L=2,630m

林道 矢沢Ⅰ区  
L=2,000m

林道 高森山線  
L=750m

林道 米内川線  
L=8,843m